別表六（十九）　特定の地域又は地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期の開始の日の前日における雇用者の数 （別表六（十九）付表「3の①」－「4の①」）	1	人	当期税額控除額の計算	調整基準雇用者数 (2)－(16)	8	人
基準雇用者数 （別表六（十九）付表「5の①」） （マイナスの場合は0）	2			控除対象特定地域基準雇用者数 ((7)と(8)のうち少ない数)	9	
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3			税額控除限度額 40万円×(9) ((3)＜0.1又は(4)＜(5)の場合は0)	10	円
給与等支給額 （別表六（十九）付表「22」）	4	円		当期税額基準額 (6)×$\frac{10又は20}{100}$	11	
比較給与等支給額 （別表六（十九）付表「30」）	5			当期税額控除可能額 ((10)と(11)のうち少ない金額)	12	
調整前法人税額 （別表一（一）「2」、別表一（二）「2」、別表一（三）「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）	6			調整前法人税額超過構成額 （別表六（二十八）「7の⑭」）	13	
特定地域基準雇用者数 （別表六（十九）付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数） （マイナスの場合は0）	7	人		当期税額控除額 (12)－(13)	14	

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日 （変更の認定年月日）	・　・ （　・　・）	事業実施地域	
		平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用の有無	有・無

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

地方事業所基準雇用者数 （別表六（十九）付表「5の⑦」又は「5の⑤」） （マイナスの場合は0）			15	人	平成30年4月1日以後開始する事業年度に合	税額控除限度額の計算	特定新規雇用者基礎数 ((16)と別表六（十九）付表「12」のうち少ない数)	26	人
調整地方事業所基準雇用者数 ((2)と(15)のうち少ない数)			16				対象移転型特定新規雇用者数 ((26)と別表六（十九）付表「13」のうち少ない数)	27	
平成30年4月1日前に開始した事業年度に合	地方事業所税額控除限度額の計算	控除対象特定新規雇用者数 ((16)と別表六（十九）付表「6」のうち少ない数)	17				対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 （別表六（十九）付表「16」＋「18」）	28	
		非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 （別表六（十九）付表「9」＋「10」）	18				対象移転型非特定新規雇用者数及び対象移転型非新規基準雇用者数の合計 （別表六（十九）付表「17」＋「19」）	29	
		非特定新規雇用者超過数 （別表六（十九）付表「11」）	19				(3)≧8％若しくは(3)≧10％又は(1)＝0の場合 60万円×(26)＋50万円×(28)	30	円
		(3)≧10％又は(1)＝0の場合 60万円×(17)＋50万円×(18)＋40万円×(19)	20	円			5％≦(3)＜8％の場合 30万円×((26)＋(27))＋20万円×((28)＋(29)×1.5)	31	
		同上以外の場合 30万円×(17)＋20万円×(18)＋10万円×(19)	21				(3)＜5％又は(3)＜10％の場合 30万円×(26)＋20万円×(28)	32	
		地方事業所税額控除限度額 (20)又は(21) ((4)＜(5)の場合は0)	22				税額控除限度額 (30)、(31)又は(32) ((4)＜(5)の場合は0)	33	
	当期税額基準額 (6)×$\frac{30}{100}$		23			当期税額基準額 (6)×$\frac{20}{100}$		34	
	差引当期税額基準額残額 (23)－(12)－（別表六（十八）「16」）		24			当期税額控除可能額 ((33)と((34)－（別表六（十八）「16」））のうち少ない金額)		35	
	当期税額控除可能額 ((22)と(24)のうち少ない金額)		25			当期税額控除可能額 (25)又は(35)		36	
						調整前法人税額超過構成額 （別表六（二十八）「7の⑮」）		37	
						当期税額控除額 (36)－(37)		38	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準年度		・　・ ・　・		地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((43)－(43の内書))＋20万円×(43の内書)	44	円
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者数	適用年度	・　・ ・　・	39 内 人	差引当期税額基準額残額 ((24)－(25))又は((34)－（別表六（十八）「16」）－(35))	45	
		・　・ ・　・	40 内	当期税額控除可能額 ((44)と(45)のうち少ない金額)	46	
		・　・ ・　・	41 内	調整前法人税額超過構成額 （別表六（二十八）「7の⑯」）	47	
		当期分 （別表六（十九）付表「5の⑧」）	42 内	当期税額控除額 (46)－(47)	48	
地方事業所特別基準雇用者数 (39)＋(40)＋(41)＋(42) （マイナスの場合は0）			43 内			
法人税額の特別控除額 (14)＋(38)＋(48)					49	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）